

宮崎市学校運営協議会規則の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による意見の聴取は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 対象学校の校長 学校運営協議会設置同意書（様式第1号）による同意
 - (2) 対象学校の児童又は生徒の保護者 P T Aの代表者への説明
 - (3) 地域住民 対象学校が関係する地域自治区地域協議会及び地域まちづくり推進委員会への説明
- 2 規則第2条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する場合において、当該対象学校の校長は、あらかじめ協議により当該対象学校のうちから1校を代表校と定め、学校運営協議会設置同意書により教育委員会に報告するものとする。
- 3 規則第2条第3項の規定による通知は、学校運営協議会設置通知書（様式第2号）により行うものとする。

(委員の任命に関する意見の申出)

第3条 規則第3条第2項の規定による書面の提出は、学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 規則第2条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する場合においては、前項の書面の提出は、前条第2項に定める代表校の校長が行うものとする。
- 3 前2項の書面の提出は、対象学校の児童又は生徒の保護者及び地域住民の意見を十分に踏まえた上で行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 規則第12条の規定による書面の提出は、学校運営等に関する意見申出書（様式第4号）により行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 規則第13条の規定による評価は、学校関係者評価の例による。

(報酬及び費用弁償)

第6条 学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）が、規則第8条の規定による会議に出席したときは、報酬として1回につき2,000円を上限とし、予算の範囲内で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の出席した会議の時間が2時間未満のときは、当該委員の報酬の額は、前項に定める額の2分の1の額とする。
- 3 委員が、規則第15条の規定による研修（宮崎市外で行われるものに限る。）のため旅行したときは、旅費として宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第37号）第3条第2項に規定する別表による「その他の特別職の職員」を適用し、支給する。

(庶務)

第7条 学校運営協議会の庶務は、対象学校において処理する。

- 2 対象学校の校長は、教育委員会が指定する日までに、委員の会議の出席状況について、学校運営協議会委員出席証明書（様式第5号）により教育委員会に提出するものとする。
- 3 規則第2条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する場合においては、前項の報告は、第2条第2項に定める代表校の校長が行うものとする。

(報告)

第8条 学校運営協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（様式第6号）を作成し、教育委員会に報告するものとする。

2 規則第2条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する場合には、前項の報告は、第2条第2項に定める代表校の校長が行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。